

報告 1

定林橋側道橋上部工工事請負契約の変更に係る専決処分 の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年3月7日

長与町長 吉 田 慎 一

専 決 処 分 書

令和3年12月16日議会において議決された定林橋側道橋上部工工事請負契約について、請負契約の変更を行うので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 定林橋側道橋上部工工事
- 2 契約金額 「55,979,000円」を
「60,567,100円」に変更
- 3 契約の相手方 長崎県長崎市京泊三丁目17番38号
水口建設 株式会社
代表取締役 水口 勝也
- 4 変更の理由 世界的な資材の高騰により、側道橋の材料である鉄の価格も著しく高騰したことから、長与町建設工事標準請負契約書第26条第5項に基づき増額した。

令和5年2月21日

長与町長 吉 田 慎

